平成31年度事業計画

　Ⅰ　基本方針

政府は、平成31年度の経済見通しについて、国内総生産（ＧＤＰ）の成長率は物価変動の影響を除いた実質で1.3％程度、景気実感に近い名目で2.4％程度と見込んでおり、名目国内総生産は566兆1000億円に拡大するとしております。

10月に消費税率の引き上げが予定されていますが、平成31年度予算で実施する景気対策などの効果もあり、雇用や所得環境の改善が続いて「内需を中心とした景気回復が見込まれる。」としております。

働く人の賃金などの総額を示す「雇用者報酬」は、平成30年度から2.9％拡大すると見通しております。

消費者物価の上昇率は平成30年度が1.0％程度、平成31年度は1.1％程度と見積もっております。

施政方針では、「成長と分配の好循環」「教育無償化」「1億総活躍」「全世代型社会保障」による、全世代型社会保障への転換、「デフレマインドの払しょく」「第4次産業革命」「中小・小規模事業者への支援」による成長戦略、「農林水産新時代」「観光立国」「地方創生」「国土強靭化」「東日本大震災からの復興」による地方創生、さらには「戦後日本外交の総決算」としております。

　また、我が国においては、少子高齢化が進み労働力人口が減少している中、働く意欲のある高齢者が活躍し続けることができる「生涯現役社会」を実現することがますます重要となっています。

　山形県の人口は、平成31年1月1日現在約109万人で、昭和38年以降続いている人口減少に歯止めがかかっておりません。

　一方、本町の高齢者人口の推移としては、平成31年1月1日現在において65歳以上は7,635人、人口に占める割合（高齢化率）は35.7％となっていますが、平成52年では総人口が減ることに加え、年少人口（0歳～14歳）及び生産年齢人口(15歳～64歳)が急速に減少することにより高齢化率は42.3％に達する見通しです。生産年齢人口の割合は54.4％から47.9％にまで落ち込み、現役世代約1.1人で1人の高齢者を支えるというさらに厳しい状況となることが予測されます。

　シルバー人材センターは、地域の日常生活に密着した就業機会を提供するなどにより、高齢者の「居場所」と「出番」をつくり、高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進を実行し、地域社会の活性化を推進していく必要があります。

　現役世代を支え、また人手不足分野を解消するとともに、急増する高齢者の受け皿として就業機会の確保及び拡大を図るため、会員の働き方の要件緩和も求めておりましたが、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」の一部改正によって、派遣期間3年の制限が60歳以上の労働者が対象外になったことや、「高齢者等の雇用の安定に関する法律」が改正され、労働者派遣又は職業紹介の働き方においては、県が市町村ごとに指定する業種・職種について週40時間までの就業が可能となったことから引き続き山形県シルバー人材センター連合会を通し山形県に対し働き掛けを強化して参ります。

　国においては、「働き方関連法」で、時間外労働の上限規制、年5日の年次有給休暇の取得の義務化などを盛り込んだ労働基準法の改正や、同一企業内で働く正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差を禁止するパートタイム労働法、労働契約法等の改正など大幅な改正が含まれており、平成31年4月1日から順次施行されます。

　また、少子高齢化が進行する中、健康な高齢者は働き続け、社会の支え手になってもらい、６５歳以上を一律に高齢者とみる考え方を見直し、年齢にかかわらず柔軟に働ける環境の整備を打ち出しています。

　「若返り」が見られる高齢者は、就業や地域活動への意欲も高く、公的年金の受給開始時期を70歳超も選択できるよう盛り込んでおります。

　庄内町シルバー人材センターにおいては、高齢者の受け皿としての機能を十分果たし、「社会の支え手」を実践できるよう、より積極的な就労機会の開拓及び提供を図り、生涯現役社会の実現と地域活性化を目指し、会員及び役職員が一丸となって推進してまいります。

　Ⅱ重点事項

1. 会員の拡大のための対応

（1）さらに多くの方から会員になって活躍してもらえることを目的に愛称を募集します。

（2）センター会報「シルバー庄内」第12号、町広報「しょうない」の発刊等により広く会員の拡大を図り、特に団塊世代ホワイトカラー層及び女性層の会員の増強を図ります。

（3）今年度においても昨年度に引き続き「入会説明会」を開催し、全国シルバー人材センター事業協会の「第2次会員100万人達成計画」に基づき、新規会員の拡大を図ります。

（4）行政区長の協力を得ながらチラシを全戸回覧し、新規会員の確保とセンターのＰＲにも努めます。

（5）ホームページを開設し、情報発信を強化します。

（6）会員がセンターの提供した仕事に従事している間に傷害を被った場合「団体傷害保険」に加入しておりますが、新たに、「熱中症見舞金制度」に加入し、就業中に医師の診断により熱中症と診断され、入院又は通院加療をした場合に対応いたます。

2　就業機会拡大のための対応

（1）未就業会員の解消に努めます。

（2）就業開拓員を中心に就業機会開拓に努めます。

（3）利用者の情報の共有化を図るため、データベース化の構築を目指します。

（4）会員のワークシェアリングを推進するとともに、就業率の向上を目指します。

（5）シルバー人材センターが町からの役務を提供する契約を締結するときには、随意契約が可能となることから町からの受託事業を積極的に取り組みます。

（6）山形県シルバー人材センター連合会からの補助金を活用して高年齢者就業活性化事業（注連縄製作）に取り組みます。

（7）町が実施していますおおむね65歳以上の一人暮らし若しくは高齢者夫婦のもの世帯又はこれと同程度であると認められる世帯に属するもので、疾病、認知症、虚弱等の理由から生活の一部を支援する「在宅高齢者軽度生活援助事業」の拡大に努めます。

（8）高齢化や労働力人口が減少している中、高齢者等の人手不足分野や現役世代を支える分野の就業の促進のため、地域の高齢者及び最近入会した会員を対象に高齢者活躍人材確保育成事業を活用した講習会（介護補助スタッフ講習、門松講習、刈払機資格取得講習等）に取り組みます。

3　安全・適正就業の推進のための対応

（1）会員の適正な就業を確保するため、ガイドラインよる「請負・委任」又は「派遣」の就業形態を確保いたします。

（2）安全就業推進委員会の開催及び安全就業推進委員による就業現場巡回指導を実施します。

（3）安全・適正就業について、会員、役職員全てが個人そして組織全体の問題として捉え、事故の撲滅と受注及び就業形態の適正化を図り、「安全・安心」のシルバー事業の一層の展開を図るため、7月を安全・適正就業強化月間として取り組みます。

（4）安全就業に関する標語を募集し、入選作品をセンター会報「シルバー庄内」等に活用し、安全意欲の向上を推進します。

（5）山形県シルバー人材センター連合会で製作する来年度版オリジナルカレンダー用の写真を募集します。

（6）安全就業に関する講習会を山形県シルバー人材センター連合会と連携し、「庭木剪定安全講習」等を開催いたします。

（7）事故を防ぐには、「安全はすべてに優先する」「安全なくして就業なし」を合言葉に、「自分の安全は、自分で守る」という意識啓発が何より重要です。

（8）発注者の動向や会員の就業ニーズをきめ細かく把握します。

（9）シルバー人材センター適正ガイドラインに基づき、特に請負の就業については、実際には発注者から指揮命令を受け、いわゆる偽装請負と指摘される恐れのある就業については、山形県シルバー人材センター連合会と協調しながら労働者派遣事業での対応に順次切り替えてまいります。

（10）交通安全県民運動を推進し、特に、交通安全教育の実施、高齢者の安全な通行の確保及び高齢運転者の交通事故防止を重点項目とします。

4　組織・運営基盤の確立と事務局体制の整備充実

（1）当シルバー人材センターは国の法人制度の改革により「一般社団法人」として7年目を迎えることになり、関係機関との連携を一層図りながら運営の再構築に努めます。

（2）運営機能をより充実していくため、役員及び職員の責任分担と連携体制を明確化し、組織の強化を図ります。

（3）庄内町からは、運営基盤強化を図るための支援策として、これまでの運営補助を目的とする町単独の上乗せ補助が交付されます。

（4）コスト意識を意識し、適正かつ公平な契約金（利用料金）の見直しを常に行い、経営感覚による運営の徹底を図ってまいります。

（5）平成の元号が5月1日から改元されることからシステムの構築を図ります。

（6）10月1日からの消費税率の引上げに対応するとともに、運営基盤が厳しくなっていることから、コストを意識し、適正かつ公平な契約金（利用料金）の見直しを行い、経営感覚による運営の徹底を図ります。

（7）理事及び監事研修会並びに職員研修会に参加し、スキルアップを図ります。

（8）役職員は、シルバー人材センター事業が、高齢社会における高齢者の就業に係る施策として、国、県及び町の援助のもとに運営される公共性、公益性の高い事業であることからも、公共的使命を自覚して、自己研鑽に励むとともに今後のシルバー人材センターの在り方等議論を深めてまいります。